

平塚市教育委員会令和4年2月定例会会議録

開会の日時

令和4年2月17日（木）14時

会議の場所

平塚市役所本館7階720会議室

会議に出席した者

教育長 吉野 雅裕 委員 目黒 博子 委員 梶原 光令 委員 守屋 宣成
委員 菅野 和恵

説明のため出席した者

◎学校教育部

学校教育部長	石川 清人	教育指導担当部長	工藤 直人
教育総務課長	宮崎 博文	教育総務課課長代理	太田 恵
教育総務課企画担当長	松本 信哉	教育施設課長	平田 勲
学校給食課課長代理	熊川 泰成	学務課長	市川 豊
教職員課長	宮坂 正	教育指導課長	石井 鮮太
教育指導課学校安全担当課長	斗澤 正幸	教育研究所長	鈴木 真吾
子ども教育相談センター所長	神田 陽一		

◎社会教育部

社会教育部長	平井 悟	社会教育課長	鈴木 和幸
中央公民館長	西山 聡之	スポーツ課長	佐野 公宣
中央図書館長	小林 裕治	博物館長	浜野 達也
美術館長	戸塚 清		

会議の概要

【開会宣言】

○吉野教育長

これから教育委員会令和4年2月定例会を開会する。

【前回会議録の承認】

○吉野教育長

始めに、令和4年1月定例会の会議録の承認をお願いする。

（訂正等の意見なし）

○吉野教育長

訂正等の意見がないので、令和4年1月定例会の会議録は承認されたものとする。

【非公開審議の発議】

○吉野教育長

審議に先立ち会議に諮る。本定例会に提出されている議案のうち、議案第27号は、人事に関する案件であることから、公正かつ円滑な審議を確保するため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書及び第8項」及び「平塚市教育委員会会議規則第15条第1項ただし書及び第2項」に基づき、非公開での審議を発議する。発議については、討論を行わず可否を決することと規定されているため、直ちに採決を行う。本件の審議を非公開とすることに異議はないか。

(異議なし)

○吉野教育長

全員異議がないので、この案件については、全ての案件の最後に非公開で審議する。

1 教育長報告

(1)令和3年度中学校文化部全国・関東大会等の結果について

【報告】

○吉野教育長

中学校文化部において全国・関東大会等出場者を報告するものである。
詳細は、教育指導課長から報告する。

○教育指導課長

太洋中学校のサイエンス部が、令和3年12月4日に神奈川県教育会館で開催された第21回全国中学生創造ものづくり教育フェア in かながわ 創造アイデアロボットコンテスト基礎部門で、神奈川県公立中学校教育研究会 技術・家庭科 研究部会 会長賞を受賞され、関東甲信越大会に出場することができた。

【質疑】

なし

(2)令和3年平塚市スポーツ優秀選手の表彰について

【報告】

○吉野教育長

国際大会や全国レベルの大会において優秀な成績を収めた個人7人及び4団体を、本市

スポーツ優秀選手及び団体として表彰したことを報告するものである。

詳細は、スポーツ課長から報告する。

○スポーツ課長

このスポーツ優秀選手表彰は、平塚市スポーツ優秀選手表彰規定に基づき、本市にゆかりのある選手を対象に、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた選手を平塚市長が表彰するものである。

表彰の対象となる大会及び選手は、国際大会で優勝又は準優勝及び全国大会で優勝した高校生以下を除く個人又は団体となる。

対象の期間は、令和3年の1月から12月までに開催された大会での成績を対象とし、東海大学や神奈川大学、平塚市体育協会の各種目協会に照会をかけるとともに、広報ひらつかやスポーツ課のホームページに掲載して、表彰者の推薦に係る周知を行った。

新型コロナウイルスの影響から多くの競技会が中止となったことを受け、例年と比較して対象者が少ない状況となっている。

個人は、陸上競技、柔道、ライフセービングの大会でいずれも優勝の7人、団体では、柔道、バレーボール及びサッカーの大会で優勝した4団体で、個人、団体のいずれも東海大学に所属する選手となっている。

表彰については、例年だと毎年建国記念日に、公益財団法人平塚市まちづくり財団の優秀選手表彰、平塚市体育協会の優秀選手表彰と同時開催で行っているが、昨年度と同様に新型コロナウイルスの感染拡大防止から表彰式は行わないこととし、表彰品は大学を通じて渡すこととなっている。

【質疑】

なし

(3)令和3年度秋期特別展「神奈川の大地 ―1億年の記憶―」開催報告

【報告】

○吉野教育長

博物館において、令和3年10月23日から令和4年1月10日まで開催された特別展の結果を報告するものである。

詳細は、博物館長から報告する。

○博物館長

本特別展は、昨年10月23日から今年1月10日にかけて開催した。

主旨としては、神奈川県内の博物館学芸員などによって県内の地質に関する研究成果が取りまとめられ、その成果に基づいて、県内の地質とその成り立ちに関する最新の知見を紹介した。

展示期間中の入館者数は9,570人、1日平均では150人で、昨年度秋の特別展を大きく

上回った。

また、関連行事として記念講演会「神奈川県の大地を探る」を実施した。この講演会は当初定員を30人限定で募集したが、申込者が105人にも達した。そこで館内の別室にサテライト会場を設けて本会場の映像と音声配信する方法を取り、48人まで定員を増やして実施した。この他、野外観察会を3回、展示解説会を2回開催し、いずれも申込者が定員を大きく上回った。

資料2ページ目の印刷物では、会期中の図録の販売数が571冊と、大変な反響があった。この売上数は、展示内容が充実していたことの現れであるとともに、内容が専門的で難しかった分、図録を購入してじっくり読みたいという方が多かったのではないかと考えている。

続いて、アンケートの結果だが、回収枚数は131枚であった。回答者の住所は市内よりも市外が多い結果となった。性別は男性がかなり多くなった。情報の入手先は「その他」が最多で「博物館ホームページ」、「広報」、「新聞」、「SNS」の順となっている。新聞紙面等にも取り上げられた効果も大きかったと思われる。総合評価は、「とても良い」と「良い」を合わせると90%を占め、多くの方から高い評価をいただいた。

自由記述欄からは、「複雑な神奈川の地層を順を追って丁寧に説明されている。化石標本などの展示も多く、とても難しい内容だが面白く見られた。図録を買って帰って、もっとじっくり勉強します。」などの感想が寄せられた。

なお、特別展のダイジェストを3月27日まで博物館2階情報コーナーで展示している。

【質疑】

○目黒委員

私もこの特別展に行ったが、実物や標本などが多く、地学の知識がなくても興味を持てるようになっていた。

参加者の感想を読んでも評判が良く、平塚市民として嬉しく思う。

(4)その他

なし

2 教育長臨時代理の報告

(1)報告第12号 令和3年度平塚市一般会計(教育関係)補正予算について

【報告】

○吉野教育長

2月21日から開会する市議会3月定例会への令和3年度平塚市一般会計補正予算のうち、教育委員会所管部分の予算について、臨時に事務を代理し、市長へ申し出たので規則の定めに基づき報告するものである。

詳細は、教育総務課長から報告する。

○教育総務課長

補正予算要求額だが、歳入は10億6千69万3千円の増額を、歳出は10億6千943万5千円の増額を、それぞれ計上している。

詳細は、歳入・歳出の順に説明させていただく。

始めに、歳入だが、15款 国庫支出金 2項 国庫補助金 7目 教育費国庫補助金 1節 教育総務費補助金において、教育支援体制整備事業費補助金を312万7千円、学校保健特別対策事業費補助金を3千37万5千円計上している。また、2節 小学校費補助金において、学校施設環境改善交付金を1億3千814万7千円、3節 中学校費補助金において、同交付金を9千476万2千円計上している。これは、小中学校の大規模改修工事に係る同交付金が交付決定されたことによるものである。

続いて、18款 寄附金 1項 寄附金 5目 教育費寄附金 2節 保健体育費寄附金において、スポーツ振興のための指定寄附金を3万円、3節 教育総務費寄附金において、教育振興のための指定寄附金を10万円計上している。

続いて、21款 諸収入 6項 雑入 2目 雑入 9節 教育費雑入において、児童学校給食費（現年度分）を2千410万8千円、教職員等学校給食費を244万円、それぞれ減額している。こちらは事業費の確定見込みによる減額補正である。

続いて、22款 市債 1項 市債 6目 教育債 1節 小学校債 において、学校整備事業債を4億7千20万円、2節 中学校債において同事業債3億8千520万円計上している。これは、先程述べた大規模改修工事等に係る起債である。また、3節 社会教育債において公民館整備事業債を3千470万円減額している。

次に、歳出だが、10款 教育費のうち、1項 教育総務費、3目 教育指導費の「2 学務庶務事業」、「6 教職員庶務事業」において、財源充当補正をする。これから先、同じく財源充当補正を行う事業があるが、国の地方創生臨時交付金を充当するものである。

続いて、「19 教育指導事業」において、コロナ禍で中止された事業の不用額を減額するものである。13節 使用料及び賃借料を268万3千円、18節 負担金、補助及び交付金を165万6千円減額補正する。

同じく、「20 GIGA スクール構想推進事業」において、13節 使用料及び賃借料を4千500万円減額補正する。

同じく、「22 感染症対策・学習保障等支援事業」において、学校教育における迅速かつ柔軟な感染症対策の実施や学習保障を更に支援するため、12節 委託料を6千75万円増額補正する。

続いて、7目 子ども教育相談センター費の「3 介助員派遣事業」において、介助員の報酬額の改定及び増員に対応するため、1節 報酬を139万8千円増額補正する。

続いて、2項 小学校費、1目 学校管理費の「2 小学校運営事業」において、財源充当補正をする。

同じく、「4 小学校施設管理事業」において、国の補助金を活用し、崇善小学校、なでしこ小学校のトイレ洋式化等を実施するため、10節 需用費のうち施設修繕料を3億4千130万3千円増額補正する。

続いて、3目 学校建設費の「1 相模小学校移転整備事業」において、事業費の確定見込みにより、12節 委託料を342万5千円、14節 工事請負費を2千394万円、それぞれ減額補正する。

同じく、「2 小学校大規模改修工事事業」において、国の補助金を活用し、大野小学校、土屋小学校の大規模改修工事を実施するため、14節 工事請負費を2億8千893万5千円増額補正する。

続いて、4目 学校給食費の「2 学校給食管理事業」において、事業費の確定見込みにより、10節 需用費のうち給食材料費を2千654万8千円減額補正する。

続いて、3項 中学校費、1目 学校管理費の「2 中学校運営事業」において、財源充当補正をする。

同じく、「4 中学校施設管理事業」において、国の補助金を活用し、春日野中学校のトイレ洋式化等を実施するため、10節 需用費のうち施設修繕料を1億3千950万4千円増額補正する。

続いて、3目 学校建設費の「1 中学校大規模改修事業」において、国の補助金を活用し、太洋中学校、神明中学校の大規模改修工事を実施するため、10節 需用費のうち消耗品費を14万4千円、14節 工事請負費を3億4千58万6千円、それぞれ増額補正する。

続いて、4項 幼稚園費、1目 幼稚園費の「3 幼稚園施設管理事業」において、金目幼稚園を解体するため12節 委託料を166万8千円、14節 工事請負費を5千150万円それぞれ増額補正する。

続いて、5項 社会教育費、2目 公民館費の「2 地区公民館整備事業」だが、こちらは同事業が2つに分かれているが、ともに事業費の確定見込みにより減額補正をするものである。1の事業では12節 委託料を23万1千円、14節 工事請負費を2千454万3千円減額補正する。また、2の四之宮公民館の事業では、12節 委託料を171万8千円減額補正する。

同じく、「6 地区公民館管理運営事業」だが、こちらの事業も2つに分かれている。1の大神公民館に係る事業では、事業費の確定見込みにより、10節 需用費のうち施設修繕料を2千144万8千円減額補正する。また、2の事業では、大原公民館の集会室空調機を修繕するため、10節 需用費のうち施設修繕料を1千72万5千円増額補正する。併せて、事業費の確定見込みにより、12節 委託料を300万円減額補正する。

続いて、3目 図書館費の「5 中央図書館業務事業」、「7 中央図書館管理事業」だが、こちらは、ともに財源充当補正を行うものである。

続いて、6目 美術館費の「4 アートギャラリー等施設利用促進事業」において、空調機を修繕するため、10節 需用費のうち施設修繕料を864万6千円増額補正する。

続いて、6項 保健体育費 1目 保健体育総務費の「2 保健体育庶務事業」において、スポーツ振興のための指定寄附金を活用し、貸出用ボッチャを購入するため、10節 需用費のうち消耗品費を3万円増額補正する。

同じく、「4 市民総合体育大会開催事業」だが、コロナ禍で中止された事業の不用額を減額するものである。12節 委託料を286万7千円、13節 使用料及び賃借料を100万1千円、それぞれ減額補正する。

同様に、「10 小学校プール開放事業」において、12 節 委託料を1千769万4千円減額補正する。

続いて、繰越明許費補正だが、10 款 教育費のうち、1 項 教育総務費、3 目 教育指導費の「感染症対策・学習保障等支援事業」において、6千75万円を繰り越す。これは、当該事業に係る国庫補助金の予算措置の時期が年度末であり、年度内の物品購入等が不可能であるため、繰越しを設定するものである。

続いて、2 項 小学校費、1 目 学校管理費の「小学校施設管理事業」において、施設修繕料を3億4千130万3千円、3 目 学校建設費の「小学校大規模改修事業」において、工事請負費を2億8千893万5千円、それぞれ繰り越す。

同様に、3 項 中学校費、1 目 学校管理費の「中学校施設管理事業」において、施設修繕料を1億3千950万4千円、3 目 学校建設費の「中学校大規模改修事業」において、消耗品費及び工事請負費を計3億4千73万円繰り越す。また、4 項 幼稚園費、1 目 幼稚園費の「幼稚園施設管理事業」において、委託料及び工事請負費を計5千316万8千円繰り越す。これらは、当該事業に係る国庫補助金の交付決定の時期が年度末であり、今年度中の発注が間に合わないため、繰越しを設定するものである。

続いて、5 項 社会教育費、2 目 公民館費の「地区公民館整備事業」において、委託料を1億3千358万4千円、「地区公民館管理運営事業」において、施設修繕料を1千72万5千円、それぞれ繰り越す。

委託料については、四之宮公民館建設予定地の埋蔵文化財発掘調査において、想定を上回る遺物が出土していることから工期を延長する必要があるため、また施設修繕料については、大原公民館の空調機の修繕について、年度内の履行が難しいため、それぞれ繰越しを設定するものである。

続いて、5 項 社会教育費、3 目 図書館費の「中央図書館管理事業」において、施設修繕料を111万1千円繰り越す。

これは、中央図書館冷却塔散水バルブ修繕に必要な部品製造に日数を要するため、繰越しを設定するものである。

続いて、5 項 社会教育費、6 目 美術館費の「美術品の調査・収集事業」において、委託料を113万8千円、「アートギャラリー等施設利用促進事業」において、施設修繕料を864万6千円、それぞれ繰り越す。

委託料については、美術館の前庭に設置している彫刻の再稼働と石板補強のための調査・調整を行う必要があるが、回転部の部品作製に時間を要するため、また施設修繕料については、空調機の修繕について、年度内の履行が難しいため、それぞれ繰越しを設定するものである。

最後に、債務負担行為補正だが、「（仮称）平塚市学校給食センターモニタリング業務委託料」として、令和3年度から令和7年度までを期間として、1千980万円を設定するものである。

【質疑】

なし

【結果】

全員異議なく了承された。

(2)報告第13号 令和4年度平塚市一般会計(教育関係)当初予算について

【報告】

○吉野教育長

2月21日から開会する市議会3月定例会への令和4年度平塚市一般会計当初予算のうち、教育委員会所管部分の予算について、臨時に事務を代理し、市長へ申し出たので規則の定めに基づき報告するものである。

詳細は、教育総務課長から報告する。

○教育総務課長

まず、平塚市の当初予算の概要だが、一般会計の総額は880億9千万円で、予算費目によって増減があるが、前年度当初予算と比較して、金額では21億5千万円の減額、率にして2.4%の減となっている。

教育費については、令和4年度当初予算は79億4千947万3千円で、前年度当初予算と比較して、金額では14億8千504万5千円の減額、率にして約15.7%の減となっているが、これは相模小学校移転整備事業の完了などが主な減額要因である。

教育関係予算の歳入についてだが、14款「使用料及び手数料」1項「使用料」8目「教育使用料」のうち、2節「幼稚園使用料」は、市立幼稚園2園における保育料を計上している。

2節を除いた1節「教育総務使用料」から4節「保健体育使用料」までは、各種施設の使用料や観覧料を計上している。

続いて、15款「国庫支出金」2項「国庫補助金」8目「教育費国庫補助金」1節「教育総務費補助金」では、要保護の児童・生徒及び特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対する扶助に伴うものや、防災・安全交付金として通学路安全確保のための道路環境整備に伴う国庫補助金を計上している。

2節「小学校費補助金」及び3節「中学校費補助金」では、理科教材の整備に関する国庫補助金等を計上している。

4節「社会教育費補助金」は、開発等に伴う埋蔵文化財の調査費に係る補助金である。

続いて、16款「県支出金」2項「県補助金」8目「教育費県補助金」1節「教育指導費補助金」では、コミュニティスクール事業費補助金を計上している。

2節「社会教育費補助金」は、地域学校協働活動推進事業費補助金や埋蔵文化財の調査費に係る県の補助金を計上している。

続いて、17款「財産収入」では、有償刊行物頒布収入を計上しており、18款「寄附金」では、歴史的建造物保存・活用のための指定寄附金を計上している。

19 款「繰入金」 1 項「基金繰入金」 2 目「公共施設整備保全基金繰入金」は、市の公共施設の整備保全のための基金から、公民館等の施設修繕に係る経費を繰り入れるものである。

続いて、4 目「子ども・子育て基金繰入金」は、子ども・子育てに係る施策の充実及び安定を図るための基金から、引き続き、高等学校等における修学支援や、児童生徒の就学援助事業などに繰り入れるものである。

次に、21 款「諸収入」 6 項「雑入」 2 目「雑入」 1 節「総務費雑入」では、美術館の「魅力ある美術展覧会事業」の委託料に充当するため、神奈川県市町村振興協会からの交付金を計上している。

9 節「教育費雑入」では、各施設における自動販売機の設置に伴う電気使用料や管理料、公衆電話料金など様々な収入等について計上しているほか、給食費の公会計化に伴い、児童及び教職員等の学校給食費を計上している。

最後に 22 款「市債」 1 項「市債」 7 目「教育債」 1 節「小学校債」では、小学校のトイレ洋式化修繕等に係る財源の一部を、2 節「中学校債」では、新学校給食センター整備や中学校大規模改修事業に係る財源の一部を計上している。3 節「社会教育債」では、公民館の施設整備に係る財源の一部を計上している。

次に、歳出予算だが、10 款「教育費」 1 項「教育総務費」 1 目「教育委員会費」では、教育委員の報酬と各種負担金等を計上している。

2 目「事務局費」「2 教育委員会事務局庶務事業」は、教育委員会点検評価者への謝礼の他、事務局職員の健康診断の委託料など、教育委員会事務局の庶務的な経費である。

次に、3 目「教育指導費」「1 子ども自立生活支援センター内分校運営事業」は、神奈川県立子ども自立生活支援センター内にある平塚市立金目小・中学校の分校を運営するための教材等を購入するための経費である。

「2 学務庶務事業」は、須賀新田地区から松原小学校へ通学する児童のための通学バス運行委託などの経費である。

「3 高等学校等修学支援事業」は、高校生等の支援事業として、勉学に意欲的で経済的な支援が必要な生徒に対し修学支援金として月額 7 千円を上限に支給するための経費である。令和 4 年度も募集人数枠の拡大を継続し、80 人とする。

「6 教職員庶務事業」は、長期病休など、教員不在の事態を解消するための人材の雇用等を行う経費である。また、県費教職員の客観的な勤務時間把握のための勤怠管理システムに係る経費を計上している。

「7 サン・サンスタッフ派遣事業」は、学習支援補助員及び学校司書の派遣を行う事業である。学習支援補助員は、市内各小・中学校の中で、集団生活、学習活動において支援を必要とする児童生徒への支援を行い、学校司書は、司書教諭や図書ボランティアとの連携を図りながら、学校図書館の資料整理や子ども達の読書活動への支援を行っていく。令和 4 年度も、引き続き学習支援補助員 110 人、学校司書 43 人を、市内の小中学校全校に継続して派遣していく。

「8 教職員福利厚生事業」は、平塚市立小学校・中学校に勤務する県費負担教職員の福利厚生に関して計画を立案し、実施する。教職員の健康診断を実施するほか、心理的な負

担の程度を把握するための検査等、いわゆるストレスチェックを実施し、実態を把握し職場の環境改善につなげていく。

「11 生きる力を育む学校づくり推進事業」だが、こちらは、ふれあい教育や芸術鑑賞などにより、幼・小・中学校の創意工夫をいかした、特色ある教育活動の展開を図るための経費である。

「12 外国人英語指導者の学校訪問事業」は、幼児・児童生徒の英語に対する興味・関心を高め、英語や外国の生活・文化に親しめるよう、外国人英語指導者（AET）が学校、幼稚園・こども園を訪問するための経費である。令和4年度はAETの人数を現行の13人で継続し、イングリッシュデイとして、複数のAETが一度に小学校を訪問する日を設け、外国語教育の更なる充実を図っていく。

「13 日本語指導協力者派遣事業」は、外国につながるのある幼児・児童生徒の日本語指導を支援するため、学校や園の要請に応じて日本語指導協力者を派遣するための経費である。

「14 地域に根ざした教育推進事業」は、地域の教育資源を生かし、地域との連携のもと、地域に根ざした魅力ある学校教育活動を行うための経費である。

令和4年度も引き続き、神奈川大学の学生による、土沢中学校での「学習支援ボランティア活動を支援していく。

「15 英語教育推進事業」では、小・中学校における外国語教育の充実のため、小学校外国語教育に関わる講師招聘等による研修会・学習会を実施するとともに、外国人英語指導者の効果的な活用を支援する。

また、外国語に対する興味・関心を高め、コミュニケーション能力の基礎を養い、学習意欲を高めるため、中学生に実用英語技能検定の受験に要する経費の補助を行っていく。

「16 放課後自主学習教室事業」は、放課後に45分間、希望する児童を対象に、小学校を会場にして開催するための経費である。

児童の自主学習を支援することで、学習への意欲向上、家庭学習の習慣化を目指し、令和4年度は4校から2校拡充し、6校で実施する。

「17 学校安全対策推進事業」だが、こちらは、各校（園）における組織的な安全管理の充実を図るため、各研修の開催やセーフティプロモーションスクールの活動支援等、学校安全に向けた経費である。

「18 教育指導事業」は、教育内容の向上を図るための経費である。特に、学校運営協議会委員報酬、指導者用デジタル教科書購入費、学校運営協議会設置事務用消耗品費、夜間中学通学者の費用にかかる在住市町村応分負担金を新規に計上している。

報酬の《学校運営協議会委員報酬》は、令和4年度にパイロット校4校で先行して設置される学校運営協議会の委員報酬である。後ほど述べるが、事務用消耗品費も同様に計上している。

需用費の《指導者用デジタル教科書購入費》は、昨年度導入した、外国語科指導者用デジタル教科書のライセンス更新をするための経費である。

また、先ほど述べた《学校運営協議会設置事務用消耗品費》は、先行実施される4校に加え、令和5年度の拡大予定校に対する事務用消耗品費である。

負担金、補助及び交付金の《夜間中学通学者の費用にかかる在住市町村応分負担金》は、令和4年4月相模原市立大野南中学校分校夜間学級（夜間中学）が開設され、県内の近隣の市町村からも、生徒が通うことができる広域的な受入れをしている。各年度の在籍生徒数に応じて、相模原市を含む通学者が居住する各市町村が負担する設置、運営に要する費用である。

「20 G I G Aスクール構想推進事業」だが、これは、児童生徒一人一人に個別最適化された学びを推進するために配備した I C T機器のリース料、保守料、ソフトウェア使用料等の経費である。

次に、4目「義務教育振興費」だが、「1 児童生徒就学援助事業」は、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対して学用品や給食費等を援助し、義務教育への円滑な就学を確保するための経費である。このうち、要保護児童生徒の修学旅行費及び医療費については、国庫補助対象事業となっており、国庫補助金約90万円を財源充当する。また、未就学児及び小学校6年生を対象に支給する入学準備金は、小学校、中学校入学に当たり前倒し支給を行っており、令和4年度も引き続き実施していく。

「2 特別支援教育就学奨励援助事業」は、特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対し、その負担能力の程度に応じ、学用品等購入費、給食費、校外活動等参加費、通学費等を援助し、保護者の経済的負担を軽減するための経費である。全般的に国庫補助対象となっており、国庫補助金約570万円を財源充当する。

次に、5目「教育研究所費」だが、こちらは、教員の指導力向上を図るための研究や研修などに要する経費である。

次に、6目「教育会館費」だが、「1 教育会館維持管理事業」は、教職員及び教育関係団体等の研究、研修を中心に利用している、教育会館の維持管理の経費である。

次に、7目「子ども教育相談センター費」「1 スクールカウンセラー派遣事業」だが、こちらは、不登校を始め、児童生徒の様々な課題を解決するため、本人や保護者のカウンセリングを行うとともに、教職員を援助するスクールカウンセラー13人を各小中学校に派遣するための経費である。令和4年度からスクールカウンセラーの報酬額を引き上げ、他市町村への流出防止及び質の維持の向上を図り、児童生徒の継続的な支援につなげる。

「2 教育相談事業」は、児童生徒の様々な課題を解決するために、当センターで行う教育相談と訪問相談に加え、発達障害の可能性のある児童生徒に対して相談員が各学校を巡回し指導助言等を行うための経費である。新たに児童精神科医や小児科医と連携した教育相談を加え、学校における教育相談支援体制を充実する。

「3 介助員派遣事業」は、障がいのある子どもたちが学校（園）生活を円滑に送れるように、学習活動や日常生活動作を支援する介助員を派遣する事業である。支援を必要とする児童生徒が増加し、必要な介助時間を確保するために介助員を157人派遣し、きめ細かな支援を行っていく。また、医療的ケアの必要な児童に対しては、看護師資格を有した医療的ケア学校看護師5人で対応していく。

「6 スクールソーシャルワーカー派遣事業」だが、こちらは、課題を抱えた児童生徒の問題行動等の未然防止や早期解決に向けた対応を図るため、社会福祉に関する専門的な知

識や技能を有するスクールソーシャルワーカー3人を各小中学校に派遣をするための経費である。

「7 研修・研究推進事業」は、様々な教育課題を持つ児童生徒にきめ細かな支援をするために、市立小中学校教員及び子ども教育相談センター職員に対する研修会等を開催するための費用である。

続いて、2項「小学校費」1目「学校管理費」「2 小学校運営事業」だが、こちらは、学校運営の最も基本となる経費である。教育委員会で一括して支払を行う光熱水費等の学校運営経費を計上している。また、学校に予算の一部を配当して、教材・校具などの充実を図っていく。こちらの事業の新規の取組だが、小中学校の女子トイレに生理用品を配備し、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう支援する。

「3 小学校学校図書館図書充実事業」では、学校からの要求額に応じて各校に予算を配当し、図書を整備・充実していく。

「4 小学校施設管理事業」は、施設の各種点検や建物・設備の改修、敷地内の整備等の経費である。また、補修等では、松が丘小学校の校庭整備工事などを実施する。

「5 小学校学校医等報酬事業」は、学校医及び薬剤師を委嘱し、児童の健康管理を行う。

なお、ただいまの2～5の事業は、中学校にも同様に予算を措置している事業がある。

続いて、2目「教育振興費」「1 通級指導教室運営事業」だが、こちらは、崇善小学校と勝原小学校の通級指導教室に予算を配当し、通級指導教室で使用する教材・教具などの充実を図っていく。

「2 小学校特別支援学級支援事業」では、各学校に予算を配当し、特別支援学級で使用する教材・教具などの充実を図っていく。

次に、3目「学校給食費」「2 学校給食管理事業」では、給食食材費のほか給食費の管理に必要な費用と食材の安全・安心の確保に必要な経費を計上している。

「3 単独調理場運営事業」及び「4 共同調理場運営事業」は、学校併設の単独調理場7場と、東部・北部共同調理場及び調理場の給食を受け入れる受配校21校を運営するための経費である。

なお、現在、単独調理場は3場を外部委託しているが、令和4年度から山下小学校給食調理場にも外部委託を導入する。

次に、3項「中学校費」「2 中学校運営事業」だが、こちらは小学校費と同様に、学校運営の基本となる経費である。

「4 中学校施設管理事業」は、施設の各種点検や建物・設備の改修、敷地内の整備等の経費である。令和4年度は、金旭中学校ほかの救助袋修繕などを実施する。

「中学校完全給食準備事業」だが、こちらは、新たな学校給食センター整備・運営事業のモニタリングに係る費用に加え、中学校施設改修のために行う設計委託や金旭中学校の保健室移設に係る経費である。

「6 中学校昼食運営事業」では、中学校における昼食について、生徒が業者弁当を購入できる環境を整備するため、弁当の注文と配布業務等を行うための経費とミルク給食の牛乳代の振替手数料を計上している。

続いて、2目「教育振興費」「1 中学校特別支援学級支援事業」は、小学校費と同様に各学校に予算を配当し、特別支援学級で使用する教材・教具などの充実を図る。

次に、3目「学校建設費」だが、「1 中学校大規模改修事業」では、浜岳中学校南西側校舎の大規模改修工事設計委託料を計上している。

4項「幼稚園費」だが、こちらの1目「幼稚園費」のうち、「2 幼稚園運営事業」では、公立幼稚園2園の管理運営経費を計上している。

「3 幼稚園施設管理事業」は、各種点検及び施設管理を行うための経費である。

「5 幼稚園運営補助事業」だが、こちらは、幼児教育の充実を図り、私立幼稚園の運営の安定に資するための経費等を計上している。

次に5項「社会教育費」だが、1目「社会教育総務費」のうち、「3 無形文化財保護事業」では、文楽人形伝承団体への支援や指定重要無形文化財を保存するための経費、また「民俗芸能まつり」の開催経費を計上している。

「4 地域教育力ネットワーク推進事業」だが、こちらは、子どもの自立と「生きる力」を育むことを目的に、各地域教育力ネットワーク協議会が地域の特色を活かした「世代間の交流事業」や「体験事業」などを実施するための経費である。

「5 放課後等子どもの居場所づくり推進事業」では、放課後や土曜日などに、子どもたちが安心安全な居場所として活動できる「放課後子ども教室」などを実施するための経費を計上している。

「7 歴史的建造物保護事業」は、旧横浜ゴム平塚製造所記念館の指定管理者管理運営委託料や、各種事業に係る経費を計上している。

「9 文化財保護事業」は、本市の貴重な文化財を後世に伝えるため、指定文化財の保存・活用費用や埋蔵文化財の調査・整理費用を計上し、埋蔵文化財調査報告書の刊行などを行う。

2目「公民館費」「1 多様な学習推進事業」では、市民の多様な学習機会を豊かに創出し、生涯学習活動を推進するため、家庭教育学級、シニア学級など、各世代を対象とした学習講座を開催する経費を計上している。

「2 地区公民館整備事業」だが、こちらは、四之宮公民館の建て替えに向けた、実施設計業務などの経費である。

「3 中央公民館管理運営事業」から、「6 地区公民館管理運営事業」までは、生涯学習活動と地域活動の拠点としての公民館の各種事業実施にかかる経費や、安心して快適に公民館を利用していただくための維持管理などの経費を計上している。なお、松原公民館の大規模改修に係る経費は、継続費としている。

続いて、3目「図書館費」「1 子ども読書活動推進事業」では、子どもの読書活動を推進するため、各中学校区に設置されている協議会への支援などの経費を計上している。

「2 ブックスタート事業」だが、こちらは、絵本を通して、赤ちゃんの時から豊かな心を育て、親子の絆を養うための事業で、乳幼児向け絵本を提供するための図書購入費などである。

「3 館外サービス事業」は、幼稚園や保育園、高齢者等入所施設への資料の貸出しや、電子図書館などのサービスを行うための経費である。

「5 中央図書館業務事業」では、図書・雑誌などを充実させるための経費、また図書資料等の貸出し・返却などを管理する図書館システムや市民が使いやすい新聞等のオンラインデータベース検索の経費などを計上している。

「8 地区図書館管理運営事業」だが、こちらは、北・西・南の地区図書館3館を指定管理者による管理運営を行うことに伴い、指定管理料などの経費を計上している。

4目「博物館費」「1 博物館特別展事業」は、「野鳥愛」、「星になった民具たち」などをテーマにした特別展の開催や、それに伴う図録の刊行、展示パネルの製作などの経費である。

「2 博物館教育普及活動推進事業」では、考古・歴史・民俗・生物・地質・天文の6分野における教育普及事業や、調査研究活動に伴う経費、プラネタリウムの運営経費などを計上している。

「4 博物館管理事業」だが、こちらは、施設を安心して快適に利用していただくための維持管理にかかる経費として、消防設備等の修繕費用や、各種法定点検費用等を計上している。

続いて、5目「市史編さん費」「1 市史編さん事業」では、平塚市史の第15冊目として、身近にある市内の寺社の由緒・歴史をまとめた「別編寺社(2)」を刊行するための費用を計上している。

続いて、6目「美術館費」「1 魅力ある美術展覧会事業」では、近代、現代の美術作品を鑑賞していただくために、「リアル(写実)のゆくえ展」などの企画展と所蔵品を活用した特集展の開催経費を計上している。特に「リアル(写実)のゆくえ展」は、国内5館の美術館と連携して展覧会を開催する予定である。

「2 美術教育の普及・体験事業」は、赤ちゃんから大人まで幅広い年齢層が参加・体験できるワークショップや、市内小学生を対象とした「対話による美術鑑賞」を実施するための経費などである。

6項「保健体育費」1目「保健体育総務費」「2 保健体育庶務事業」だが、こちらは、市内スポーツ情報ポータルサイトの運営に係る経費や、各種スポーツ団体や全国規模のスポーツ大会開催への支援のための経費を計上している。

「3 サッカー文化の振興によるまちづくり事業」は、湘南ベルマーレと連携し、幼稚園、保育園、小学校への巡回授業や、小・中学生トレーニングセンターへの指導者派遣などに係る経費である。

「6 ねんりんピックかながわ2022開催事業」は、11月に開催されるねんりんピックかながわ大会における本市大会の実施に係る経費である。本市では、総合体育館を会場に、スポーツウェルネス吹矢と囲碁の交流大会のほか、健康や福祉に関するイベントの開催を予定している。

「11 手話ダンスによる健康づくり事業」だが、こちらは、手話にダンスを取り入れたエンターテイメントグループHANDS I GNと連携し、小学校への巡回公演に係る経費を計上している。

続いて、2目「体育施設費」「1 スポーツ施設活用事業」及び「2 土沢スポーツ広場（パークゴルフ場等）活用事業」では、学校夜間照明施設を含む市内各スポーツ施設の維持管理や指定管理に係る経費を計上している。

最後に、継続費と債務負担行為の設定だが、まず、継続費として、四之宮公民館新築工事の実施設計のため、令和4年度に585万円、令和5年度に1千365万円、総額1千950万円を設定している。

また、松原公民館大規模改修に係る基本設計及び実施設計のため、令和4年度に642万2千円、令和5年度に1千498万5千円、総額2千140万7千円を設定している。

続いて、債務負担行為の設定だが、「単独調理場7場空調機賃借料」として、令和5年度から令和14年度までを期間として、2億7千26万8千円を設定している。

【質疑】

なし

【結果】

全員異議なく了承された。

(3)その他

なし

- 3 議案第23号 平塚市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則について
- 4 議案第24号 令和4年4月の組織改正に伴う関係教育委員会訓令の整理に関する訓令について
- 5 議案第25号 平塚市教育研究所の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則について

【提案説明】

○吉野教育長

関連案件となるので、一括して審議する。

令和4年4月期における事務局の組織改正に伴い、関連する規則等の一部を整備するものである。

詳細については、教育総務課 課長代理から説明する。

○教育総務課 課長代理

始めに、令和4年4月の組織改正の概要について説明する。

今回の組織改正のうち、教育委員会に関連するものは、「学校教育部の分割」と「教育研究所教育研究担当の新設」の2点となる。

まず、「学校教育部の分割」だが、「学校教育部」を「教育総務部」と「学校教育部」に

分割するものである。

現在、教育委員会は、学校教育部と社会教育部の2部から成り立っており、学校教育部に「教育指導担当部長」を配置している。

この体制は、平成25年4月に全庁的に行った組織改正から続くものとなるが、当時の教育指導担当部長の所管事務は、学校教育部のうち、教育総務課の教職員担当、教育指導課、教育研究所、子ども教育相談センターの所管事務について、所管できないものを除き、学校教育部長の専決権を担当部長に委譲し対応することとしており、かなり限定的な事務に限っていた。

しかし、平成30年4月の組織改正により、教育総務課に所属していた学務担当と教職員担当がそれぞれ1つの課となり、教育指導担当部長の所管となったこと、また、近年では「コロナ禍での学校運営」を始め、「学校安全の強化」、「GIGAスクールなど学校におけるICT推進」への対応のほか、「支援を要する児童・生徒の増加」への対応などにより、教育指導担当部長の所管事務量が急激に増加している。

職の設置規則では、「担当部長は、上司の命を受け、部の特定事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。」としているが、このような理由から、もはや特定事項とは言えない業務量となっており、1つの部として専門的なマネジメントを行う必要が生じている。

一方、学校教育部の所管事務についても、「個別施設計画に伴う学校の修繕・再編などの検討」、「学校給食に係る公会計化への移行」、「中学校完全給食に向けた準備」への対応など、事務量が増加している。

今回の組織改正は、これらの背景から、学校教育部を「教育総務部」と「学校教育部」に分割し、マネジメント機能を整理することで、急増する教育課題に対応するための組織体制の強化を図るものである。

なお、事務分掌については、現在、教育指導担当部長が専決している事務が新たな学校教育部の主な事務分掌になる。

次に、「教育研究所教育研究担当の新設」だが、こちらは、GIGAスクールなど学校におけるICT化の更なる推進のため、担当を新設し、組織体制の強化を図るものである。

続いて、ただいま説明した組織改正に伴う、規則等の一部改正について順に説明する。

始めに、「議案第23号 平塚市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則について」だが、この規則は、平塚市教育委員会事務局の組織に関する規則のほか、附則の規定により、平塚市学校給食センター整備等事業者選定委員会規則、平塚市立学校給食共同調理場の管理及び運営に関する規則の一部を改正するものとなる。

まず、平塚市教育委員会事務局の組織に関する規則だが、新旧対照表の上から順に、表中の第1条の「学校教育部」を「教育総務部」と「学校教育部」に分割し、整理する。第5条の学校教育部教育総務課長を教育総務部教育総務課長とする。第6条の学校以外の教育機関の所属について、教育総務部に属する教育機関と学校教育部に属する教育機関とに分け、それぞれ規定する。別表（第2条関係）の「学校教育部」を「教育総務部」と「学校教育部」に分割し、加えて、組織改正後は学務課が部の庶務的業務を担うことから、学務課の分掌事務に「(18) 部内の総合調整及び事務連絡に関すること」を追加する。また、附則第2項関係の平塚市学校給食センター整備等事業者選定委員会規則及び附則第3項関係

の平塚市立学校給食共同調理場の管理及び運営に関する規則について、それぞれ、部・課名と役職名を改めている。

続いて、「議案第 24 号 令和 4 年 4 月の組織改正に伴う関係教育委員会訓令の整理に関する訓令について」だが、この訓令は、平塚市教育委員会事務決裁規程、平塚市教育委員会行政文書取扱規程、平塚市教育委員会公印規程、平塚市教育委員会職員被服貸与規程、平塚市教育委員会職員の服務及び研修に関する規程の一部を改正するものである。詳細は新旧対照表のとおりとなるが、それぞれの訓令の部名や役職名称を改めている。

続いて、「議案第 25 号 平塚市教育研究所の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則について」だが、この規則は、教育研究所に教育研究所教育研究担当を新設することに伴い規定を整備するものである。表中の第 2 条の見出しを「(組織及び事務分掌)」に改め、同条にて教育研究担当を置くことを規定するほか、現行の第 2 条第 2 項の「所長は、所属の職員の事務分担を定めなければならない。」を第 2 条第 3 項「所長は、所属の担当及び職員の事務分担を定めなければならない。」と改めるものである。

なお、市長が定める規則にも、本件の組織改正に伴う内容の改正を行う必要があるが、これらは市長部局において対応することとなる。

【質疑】

なし

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

6 議案第26号 令和3年度平塚市教職員表彰の被表彰者の決定について

【提案説明】

○吉野教育長

平塚市教育委員会職員ほう賞規程、並びに平塚市立幼稚園、小学校及び中学校教職員表彰要領に基づき、令和 3 年度の被表彰者を決定するものである。

詳細は、教職員課長から説明する。

○教職員課長

今年度は山下小学校長から 1 人の推薦をいただいた。事務局としても功績等を検討し、本日提案させていただく。

今年度の該当者は、山下小学校 小林 幸子 総括教諭である。小林総括教諭は特に、支援教育に関し、これまで功績を挙げてこられた。

小林総括教諭のこれまでの取り組みを簡単に紹介させていただく。

小林総括教諭は、専任の教育相談コーディネーターとして、不登校やネグレクトなど特出すべき問題・課題を抱えている児童やその家庭環境の状況把握に努め、一人一人に合った対応を検討し、担任にアドバイスをを行い、的確な児童対応を行っている。

保護者にも、寄り添ったアドバイスを行い、解決の道筋を立て、保護者から信頼を得ているところである。その様子は、若年層や経験の浅い教員の模範となり、教職員全体の児童支援のスキルアップの先導者となっている。

学校以外の関連機関である児童相談所やこども家庭課などとも連絡を取り、情報共有に努め、関係機関や校内でのケース会議を行い、速やかな対応を図っているだけでなく、問題発生の未然防止に努めている。

小林総括教諭が、教育相談コーディネーターを担ってから、組織的な児童支援を確立しつつあり、当該校の児童支援体制を安定した形に導いてきた。

子どもたちを取り巻く課題が複雑化、多様化していく中、組織的な支援体制の実践は、模範となるべきものと考えている。

なお、本件が可決となった場合、3月の定例教育員会の前に表彰を執り行う予定である。

【質疑】

なし

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

8 議案第28号 平塚市立公民館の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

【提案説明】

○吉野教育長

公民館の利用に係る手続の見直しに伴い規定を整備するほか、必要な規定を整備するものである。

詳細は、中央公民館長から説明する。

○中央公民館長

平塚市立公民館の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてだが、今回の改正は、全庁的に取り組んでいる「押印等の見直し」に当たり、本規則から様式を削除し、関連する規定を整備するとともに、仮名遣い等を整理するものである。

【質疑】

なし

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

9 議案第29号 平塚市体育施設及び学校運動場夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

【提案説明】

○吉野教育長

押印を求める手続の見直しに伴い様式を整備するほか、必要な規定を整備するものである。

詳細は、スポーツ課長から説明する。

○スポーツ課長

今回の改正は、押印を求める手続の見直しに伴い様式を整備するもので、具体的には、新旧第2号様式中の最下段、現金取扱員の印を削除するものである。そのほか、必要な規定を整備するものとなる。

なお、附則部分についてだが、様式の改正に当たっては平塚市公共施設予約システムの改修が必要であり、令和3年度中にこの改修が完了するため、施行期日を令和4年4月1日とするものである。

【質疑】

なし

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

10 議案第30号 平塚市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について

【提案説明】

○吉野教育長

平塚市立相模小学校の移転に伴い別表を整備するほか、必要な規定を整備するものである。

詳細は、スポーツ課長から説明する。

○スポーツ課長

今回の改正は、平塚市立相模小学校の移転に伴い別表を整備するもので、具体的には、別表中の開放体育施設の欄を「体育館」から「運動場・体育館」とするものである。そのほか、必要な規定を整備するものとなる。

なお、附則部分についてだが、移転する相模小学校が令和4年4月に開校するため、施行期日を令和4年4月1日とするものである。

【質疑】
なし

【結果】
全員異議なく原案どおり可決された。

11 その他
なし

【非公開審議】

○吉野教育長

教育長が、議案第 27 号の審議に際し、傍聴人及び関係する事務局職員以外の退室について発言した。

7 議案第27号 令和4年度平塚市立学校長等の人事異動の内申について

【結果】

教育長及び教職員課長の提案説明の後に採決した結果、全員異議なく原案どおり可決された。

【閉会宣言】

○吉野教育長

以上で全ての案件の審議が終了したので、教育委員会 2 月定例会は閉会する。

(15 時 43 分閉会)